

# 甲州市農業委員会日程

会期	平成30年2月26日(月)			自 午後1時30分
				至 午後3時00分予定
会場	甲州市役所本庁舎2階 第一会議室			
日 程				
1	会議録署名委員の指名			
2	会長報告			
3	議 案			
	第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	( 8件)	
	第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	( 8件)	
	第3号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について(利用権貸借)	( 2件)	
	第4号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)	(18件)	
	第5号	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案の承認について	(17件)	
4	報告			
	第1号	農地法第18条第6項の規定による届出について	( 5件)	
5	その他			

# 甲州市農業委員会 会議録

1. 開催日 平成30年2月26日(月) 午後1時30分から午後3時50分  
甲州市役所本庁舎2階 第一会議室

## 1. 出席した委員

1 荻原 一雄	2 反田 治	3 雨宮 正明
4 中村 一成	5 武井 秀樹	6 小林 正元
7 丸田 米次郎	8 古屋 富男	9 田邊 久
10 雨宮 一夫	11 廣瀬 博	12 小林 一
13 小林 松好	14 大竹 敬貴	15 坂本 武敏
16 關野 利彦	17 内田 栄昭	18 有賀 利隆
19 大島 節子	20 根津 信彦	21 長田 元紀
22 内田 貴美雄	23 若月 榮	<del>24 町田 栄治</del>
25 竹井 正人	26 古屋 芳明	27 矢崎 武秋
28 山本 兼吾	29 雨宮 昭一	30 雨宮 今朝澄
31 高野 耕一	32 秋山 美峰	33 前田 貞治
34 辻 高行	35 雨宮 忠仁	36 三森 清
37 佐藤 和彦	38 手塚 純一	

## 1. 欠席した委員

24 町田 英治

## 1. 本会議の会議録署名委員

3 雨宮 正明 4 中村 一成

## 1. 職務のため本委員会に出席した職員

中村正樹、中村 賢一、早川 崇、島田 淳、雨宮 果南

## 1. 会議日程 別紙

事務局	<p>会議に先立ちまして挨拶をしますのでご起立を願います。  (相互に挨拶)  着席してください。それでは定刻となりましたので、会長にあいさつをいただき、日程に基づいて進行をお願いいたします。</p>
会 長	(会長の挨拶)
議 長	<p>只今から甲州市農業委員2月定例の総会を開催いたします。只今の出席委員は、農業委員19名、推進委員18名で定足数に達しております。  本日、24番 町田英治推進委員から欠席の旨、通告がありましたのでご報告いたします。</p> <p>日程1、本日の総会の議事録署名委員につきましては、3番 雨宮正明委員、4番 中村一成委員をご指名いたします。</p> <p>日程2、会長報告  2月21日、第4回甲州市文化的景観調査委員会に出席をいたしております。また、本日2月26日の午前中ではありますが、甲州市「人・農地プラン」検討会に出席をしております。只今の会長報告について、何かご意見がございましたらお願いいたします。</p> <p>(意見なし)</p> <p>ご意見もないようですので、以上で報告を終わります。</p> <p>日程3、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、8件を上程し、審議を行います。議案第1号1番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。</p>
事務局	(議案第1号農地法第3条第1番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)
議 長	議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
1番	(議案第1号1番の調査報告をする)
議 長	<p>ご苦勞様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。  (「なし」との声あり)  質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。  農業委員の皆さんにお諮りします。議案第1号1番については許可することにご異議ございませんか。  (「異議なし」との声多数あり)  異議なしとのことですので、議案第1号1番については許可することに決しました。次に議案第1号2番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。</p>
事務局	(議案第1号農地法第3条第2番の許可申請についての朗読、概要の説明を)

	する)
議 長	議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
21番	(議案第1号2番の調査報告をする)
議 長	調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第1号2番については許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、議案第1号2番については許可することに決しました。続いて議案第1号3番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。
事務局	(議案第1号農地法第3条第3番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)
議 長	議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
3番	(議案第1号3番の調査報告する)
議 長	ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第1号3番については許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、議案第1号3番については許可することに決しました。次に議案第1号4番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。
事務局	(議案第1号農地法第3条第4番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)
議 長	議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
7番	(議案第1号第4番の調査報告をする)
議 長	ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第1号4番については許可すること

	<p>にご異議ございませんか。  （「異議なし」との声多数あり）  異議なしとのことですので、議案第1号4番については許可することに決しました。次に議案第1号5番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。</p>
事務局	<p>（議案第1号農地法第3条第5番の許可申請についての朗読、概要の説明をする）</p>
議長	<p>議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。</p>
14番	<p>（議案第1号5番の調査報告をする）</p>
議長	<p>ご苦勞様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。  （「なし」との声あり）  質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。  農業委員の皆さんにお諮りします。議案第1号5番については許可することにご異議ございませんか。  （「異議なし」との声多数あり）  異議なしとのことですので、議案第1号5番については許可することに決しました。次に議案第1号6番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。</p>
事務局	<p>（議案第1号農地法第3条第6番の許可申請についての朗読、概要の説明をする）</p>
議長	<p>議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。</p>
33番	<p>（議案第1号6番の調査報告をする）</p>
議長	<p>ご苦勞様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。  （「なし」との声あり）  質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。  農業委員の皆さんにお諮りします。議案第1号6番については許可することにご異議ございませんか。  （「異議なし」との声多数あり）  異議なしとのことですので、議案第1号6番については許可することに決しました。次に議案第1号7番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。</p>
事務局	<p>（議案第1号農地法第3条第7番の許可申請についての朗読、概要の説明をする）</p>
議長	<p>議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。</p>

37番	(議案第1号7番の調査報告をする)
議長	<p>ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。</p> <p>(「なし」との声あり)</p> <p>質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>農業委員の皆さんにお諮りします。議案第1号7番については許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」との声多数あり)</p> <p>異議なしとのことですので、議案第1号7番については許可することに決しました。次に議案第1号8番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。</p>
事務局	(議案第1号農地法第3条第8番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)
議長	議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
37番	(議案第1号8番の調査報告をする)
議長	<p>ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。</p> <p>(「なし」との声あり)</p> <p>質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>農業委員の皆さんにお諮りします。議案第1号8番については許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」との声多数あり)</p> <p>異議なしとのことですので、議案第1号8番については許可することに決しました。次に議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、7件を上程し、意見を求めます。議案第2号1番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。</p>
事務局	<p>説明に入る前に、一点ご報告がございます。今回、5条につきましては8件の案件をお示ししています。送付した議案には8件の案件が載っていますが、申請後に申請の取り下げが1件ございました。それにつきましては、議案2号の8番になります。一番最後の議案になりますが、取り下げの理由については8番の際にご説明いたします。ページは7ページになります。7ページの8番が申請取り下げになっておりますので、ご承知をお願いいたします。以上でございます。</p> <p>では、続けて議案第2号5条の説明に移ります。</p> <p>(議案第2号農地法第5条第1番の許可申請について朗読、概要の説明をする)</p>
議長	議案の朗読、説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。

2番	(議案第2号1番の調査報告をする)
議長	<p>ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。</p> <p>(「なし」との声あり)</p> <p>質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>農業委員の皆さんにお諮りします。議案第2号1番については許可相当として山梨県知事に進達することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」との声多数あり)</p> <p>異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達することに決しました。次に議案第2号2番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。</p>
事務局	(議案第2号農地法第5条第2番の許可申請について朗読、概要の説明をする)
議長	議案の朗読、説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
21番	(議案第2号2番の調査報告をする)
議長	<p>ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。</p> <p>(「なし」との声あり)</p> <p>質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>農業委員の皆さんにお諮りします。議案第2号2番については許可相当として山梨県知事に進達することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」との声多数あり)</p> <p>異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達することに決しました。次に議案第2号3番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案第2号農地法第5条第3番の許可申請について朗読、概要の説明をする)</p> <p>ここで追認案件について少し説明をさせていただきます。今後も追認案件が出てくるのが予想されますが、追認案件とは農地法第4条、もしくは5条による転用許可を受けていないにも関わらず、現況が宅地や雑種地などに転用されている農地について、事後ではあります。転用許可を受けるため申請された案件のことを言います。追認案件の転用申請には、通常の4条・5条の転用申請書類の他に始末書と現況写真を添付して提出していただくこととなります。今後、委員の皆様にご追認案件について相談があった場合は、農業委員会事務局までご相談いただくようお願いをいただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
議長	議案の朗読、説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
8番	(議案第2号3番の調査報告をする)

議 長	<p>ご苦勞様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。</p> <p>(「なし」との声あり)</p> <p>質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>農業委員の皆さんにお諮りします。議案第2号3番については許可相当として山梨県知事に進達することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」との声多数あり)</p> <p>異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達することになりました。次に議案第2号4番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案第2号農地法第5条第4番の許可申請について朗読、概要の説明をする)</p>
議 長	<p>議案の朗読、説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。</p>
12番	<p>(議案第2号4番の調査報告をする)</p>
議 長	<p>ご苦勞様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。</p> <p>(「なし」との声あり)</p> <p>質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>農業委員の皆さんにお諮りします。議案第2号4番については許可相当として山梨県知事に進達することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」との声多数あり)</p> <p>異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達することになりました。次に議案第2号5番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案第2号農地法第5条第5番の許可申請について朗読、概要の説明をする)</p>
議 長	<p>議案の朗読、説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。</p>
12番	<p>(議案第2号5番の調査報告をする)</p>
議 長	<p>ご苦勞様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。</p>
7番	<p>7番の丸田です。地目の欄ですが、登記簿上は畑、現況が宅地となっています。初めての総会でよく分からないのですが、この食い違いを説明してもらえますか。</p>
事務局	<p>丸田委員のご質問にお答えいたします。地目欄において登記簿上は畑になっておりますが、現況が宅地となっている理由は、固定資産税の課税上で見た場合に宅地という判断で今まで課税がされていたということを知っています。</p>



	<p>おります。少し前に三枝さんが、その件について税務課の固定資産税担当に問い合わせをしたところ、課税の地目に誤りがあったということが判明し、修正をして課税をすると聞いております。この議案書は、農地台帳システムを使って作成しておりますが、議案には現況が宅地と記載されておりますが、これは畑の誤りでありますので、訂正をしていただいてご了解をいただきたいと思います。現況は畑と訂正をお願いいたします。申し訳ありませんでした。</p>
議 長	<p>他に質疑がございますか。          質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。          農業委員の皆さんにお諮りします。議案第2号5番については許可相当として山梨県知事に進達することにご異議ございませんか。          （「異議なし」との声多数あり）          異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達することに決しました。次に議案第2号6番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。</p>
事務局	<p>（議案第2号農地法第5条第6番の許可申請について朗読、概要の説明をする）</p>
議 長	<p>議案の朗読、説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。</p>
31番	<p>（議案第2号6番の調査報告をする）</p>
議 長	<p>ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。          （「なし」との声あり）          質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。          農業委員の皆さんにお諮りします。議案第2号6番については許可相当として山梨県知事に進達することにご異議ございませんか。          （「異議なし」との声多数あり）          異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達することに決しました。次に議案第2号7番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。</p>
事務局	<p>（議案第2号農地法第5条第7番の許可申請について朗読、概要の説明をする）</p>
議 長	<p>議案の朗読、説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。</p>
34番	<p>（議案第2号7番の調査報告をする）</p>
議 長	<p>ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。          （「なし」との声あり）          質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。          農業委員の皆さんにお諮りします。議案第2号7番については許可相当とし</p>

	<p>て山梨県知事に進達することにご異議ございませんか。  （「異議なし」との声多数あり）  異議なしとのことです。許可相当として山梨県知事に進達することに決しました。</p>
事務局	<p>ではここで議案第2号8番の取り下げにつきましてご説明したいと思います。先程、総会の冒頭で議案には8件ということでお願いしておりましたが、1件申請の取下げがございましたので合計7件ということでございます。議案第2号8番の案件につきましては、転用の申請が取下げになっております。取下げの理由につきましては、農地転用に必要となる開発許可等の協議に遅れが生じたためです。これが取下げの理由でございます。以上、ご報告させていただきます。よろしくお願いたします。</p>
13番	<p>13番の小林です。身体的な理由から5分程休憩をさせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。</p>
議長	<p>それでは暫時休憩とします。午後2時50分に再開したいと思います。</p> <p>（休憩14：43）  （再開14：51）</p>
議長	<p>再開します。  議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について2件を上程し、意見を求めます。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>（農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積の利用権の設定2件について説明し、意見を求める）</p>
議長	<p>それでは質疑を行います。質疑ございますか。  （「なし」との声あり）  質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。  農業委員の皆さんにお諮りします。議案第3号については、説明のとおり決定することにご異議ございませんか。  （「異議なし」との声あり）  異議なしとの事ですので、議案第3号につきましては、説明のとおり決定することに決しました。  次に、議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について18件を上程し、意見を求めます。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>（農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積の利用権の設定18件について説明し、意見を求める）</p>
議長	<p>それでは質疑を行います。質疑ございますか。</p>
36番	<p>36番の三森です。第4号議案ですが、利用権の設定を受けるものが甲府市宝の山梨県農業振興公社となっておりますが、この議案はどのような内容の議案であるの分かりませんか。農業振興公社に委託するというのでしょうか。説明をお願いいたします。</p>

事務局	ご説明をさせていただきます。山梨県農業振興公社は、別名で農地中間管理機構と言います。この中間管理機構を間に通して貸し借りをしていただくものになります。よって貸し手と借り手は決まった状態である訳ですが、中間管理機構を間に通して貸し借りをするという手順を踏むので、まず貸し手から中間管理事業に貸し付けるという手続きの流れが、この議案第4号の内容になります。
36番	まだ借り手はいないということでしょうか。
事務局	議案第5号において山梨県農業振興公社から借り手に貸し付ける案件が出ております。
36番	分かりました。
議長	質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第4号については、説明のとおり決定することにご異議ございませんか。 （「異議なし」との声あり） 異議なしとの事ですので、議案第4号につきましては、説明のとおり決定することに決しました。 次に、議案第5号農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案の承認について17件を上程し、意見を求めます。事務局に説明を求めます。
事務局	（農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案17件について説明し、意見を求める）
議長	それでは質疑を行います。質疑ございますか。
7番	7番の丸田です。議案右側の一番上に利用目的が書いてあり、一番下に支払方法が書いてあります。支払方法は、金額が記載されているものと、記載されていないものがありますが、これはどのような理由ですか。
事務局	ご質問にお答えさせていただきます。18ページでご説明しますと、1番と2番を見比べていただくと、借賃が書いてあるものと書いていないものがあります。書いていない議案は、備考欄を見ていただければ分かるように、使用貸借で無償でのやり取りになりますので、借賃が入っていない形になります。借賃がある場合は、備考欄に貸借と記載してあり、いつまでに口座での支払いという形で記載をしております。
議長	他に質疑はございますか。 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第5号につきましては、説明のとおり承認することにご異議ございませんか。 （「異議なし」との声あり） 異議なしとの事ですので、議案第5号につきましては、説明のとおり承認することに決しました。 次に日程4報告、農地法第18条第6項の規定による届出について5件を報告願います。

事務局	(合意解約の届出5件について説明する)
議長	<p>只今の報告につきまして何かご発言ございますか。 ご発言もございませんので以上報告を終わらせていただきます。</p> <p>日程5その他、事務局より報告及び事務連絡等をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局より報告及び事務連絡をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会議録作成のため総会内容を録音することについて連絡する。</li> <li>・「人・農地プラン」の概要を説明する。(果樹農林担当より)</li> <li>・甲州市農業振興協議会講演会について連絡する。(果樹農林担当より)</li> <li>・農業用施設等設置の届出5件について報告、説明する。</li> <li>・研修会の開催について連絡する。</li> <li>・農業委員会活動記録簿について説明する。</li> <li>・農業委員会だよりの発刊について説明する。</li> <li>・農業委員会運営費、振込口座指定書、個人番号確認書、農業新聞購読について説明する。</li> <li>・収入保険制度説明会について連絡する。</li> </ul>
議長	<p>以上で本日の日程は全て終了いたしました。 会議の円滑な進行にご協力いただき御礼を申し上げます。 それではこれで本日の農業委員会総会を閉会といたします。</p> <p>(閉会の挨拶する)</p> <p>(閉会15時50分)</p> <p>以上、会議の内容を録し、会議録署名委員と共に、署名、捺印する。</p> <p style="text-align: center;">会 長・</p> <p style="text-align: center;">署名委員・</p> <p style="text-align: center;">署名委員・</p>